

岐阜県公報

目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定

(用地課) 一三
ページ

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

土地改良事業の工事の完了

指定自立支援医療機関の指定辞退

土地改良区役員の退任

(環境生活政策課) 一五
(農地整備課) 一五
(身体障害者更生相談所) 一五
(岐阜農林事務所) 一五

告示

岐阜県告示第六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 起業者の名称

中津川市

二 事業の種類

（仮称）本町せせらぎ広場整備事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県中津川市本町二丁目地内（以下「本件起業地」という。）

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、中津川市が事業主体となり、本件起業地に（仮称）本町せせらぎ広場を整備するものであり、法第三条第三十二号に該当すると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

岐阜県公報

毎週

（火曜日）
（金曜日）

発行

（休日）
（休日に当たるときは翌日）

平成二十四年二月十四日

起業者は、本件事業において、既に財源措置を講じており、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

中津川市は、古くは中山道や東山道、現在はJR中央線や中央自動車道、一般国道十九号などが走り、交通の要衝として栄えてきた。また、本件起業地のある中津川市本町地域（以下「本地域」という。）は、本陣が設置されるなど、中山道中津川宿の中心として栄えた地域であるが、明治以降の新たな繁華街からは離れてきたため、現在でも、中山道沿道を中心に古くからの街並みが多く残されている。

しかしながら、本地域は、密集した市街地の上、古くからの街区、街並みの多くがそのままの状態が残っているため、一度火災が起きれば非常に延焼し易い危険な環境にある。特に中山道沿道については、「昔我家」や、「はざま酒造」のような江戸、明治、大正、昭和初期の貴重な建物が軒を連ねているものの、景観計画重点地域に指定されていることから、貴重な古い木造建築物を保全することも求められており、安易に鉄筋・鉄骨造に改築することにより防災・防火対策を行うことは難しい状況にある。このため、街並み景観に配慮しつつ、防火帯となる空地を設ける等の方法により延焼対策を行わなければ、貴重な歴史的・文化的遺産である中津川宿の街並みが一度に消失してしまう危険性がある。更に、中津川市は、東海・東南海・南海地震により大きな被害が発生すると考えられ、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づき、「東海地震に係る地震防災対策強化地域」及び東南海、南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づき、「東南海・南海地震防災対策推進地域」の双方に、岐阜県内で唯一指定されるなど、災害に対し十分な備えが必要であるにもかかわらず、本地域から近隣の避難場所へ避難するには、火災や倒壊の恐れがある古い木造建築物や、道路の幅員が狭い危険箇所を通じて避難せざるを得ない。

本件事業の完成により、災害時の防火帯を兼ねた避難場所及び復旧活動の拠点が確保できることに加え、日常においては、地域のまちづくり活動等のために多

目的に利用できる広場としての活用を図ることができる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づき環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境への影響の検討を行ったところ、騒音、振動等について環境基準等を満たすものと判断されている。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業者によると、本件起業地に文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地や、希少な動植物の存在は確認されておらず、失われる利益は小さいと考えられる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、本地域内の三案について、社会的条件、経済的条件、技術的条件から総合的に検討した結果、本件起業地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、中山道の街並みが一度に消失してしまう危険性があることから、早急に施行されるべき事業と認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲は合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があるものと認められる

ため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
中津川市役所基盤整備部用地対策室

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年十二月二十八日
 - 二 特定非営利活動法人の名称 子供達と最先端科学技術の架け橋 岐阜
 - 三 代表者の氏名 森 英信
 - 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市矢島町二丁目五五番地の一
 - 五 定款に記載された目的 この法人は、全国の子供達及びその保護者に対して、科学に対する興味のきつかけづくりと科学分野における創造性に関する事業を行い科学教育の推進に寄与することを目的とする。
- 土地改良事業の工事了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
経営体育成基盤整備事業	市之枝地区	平成三三・二二・二一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
（薬局）

名称	所在地	自立支援医療の種類	辞退年月日
ZIPPドラッグ白沢中津川薬局	中津川市苗木字柳ノ木四九〇六一	育成・更生	平成二四・二・二九

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十四年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

区	土地改良	政田井水	平成	年月日	役名	氏名	住所
			三二二七		理事	川瀬 誠	本巣市政田 七六四番地二

平成二十四年二月十四日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ

ブイ・アール・テクノセンター